

～ こども誰でも通園制度のご案内 ～



1 利用要件について

0歳6か月～満3歳未満のこども

- ☑認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っているこどもは対象外となります。（認可外保育施設に通っているこどもは対象となります。）
- ☑利用日時点において、上記の年齢を満たしていることが要件となります。

2 利用に係る流れ

(1) 認定申請書提出

＜申請方法＞

- ・太宰府市へ乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書提出

＜申込目安＞

- ・利用を開始したい日の2～3週間前まで

- ☑申請については随時審査しますが、利用希望日までに間に合わない場合があります。余裕をもった申込をお願いします。

(2) 利用者認定

- ・提出された申請書を審査し、利用登録認定及び利用申請システム（総合支援システム）のID発行を行います。認定及びシステムID発行後、申請書に記載いただいたメールアドレスにメールが自動配信されます。（転入予定の方は転入日からの認定となります）

- ☑申請から利用登録認定までの目安は1～2週間程度となります。

(3) 総合支援システム登録

- ・届いたメールより、「パスワードリセット申請」画面で、登録メールアドレスを入力後、パスワード登録を行います。ログイン後、こどものアレルギー情報や発育情報等、緊急連絡先など、施設を利用するにあたり必要な情報を入力してください。

(4) 利用する園へ面談の申込み

- ・システムで、面談を希望する園の面談希望日を入力し、予約を行ってください。
- ・日程の調整を要する場合のみ、園から利用者に電話やメールで連絡します。
- ・面談日が登録されると、利用者にメールで通知が届きます。

- ☑目安として、面談希望日の1週間前までには予約を行ってください。

- ☑すでに利用した園とは別の園を利用される場合は、改めて面談を受ける必要があります。

(5) 面談実施

- ・面談後、受入が可能と判断した場合は、利用予約が可能となります。

- ☑園の受入れ態勢などを考慮した結果、ご利用できない場合があります。

(6) 予約の確定

- ・初回面談実施後、事業所での受入が確定した後、予約・利用が可能になります。

＜定期利用＞

- ・希望園と調整した日時を入力を行い、園より「予約完了」メールが届きます。

裏面へ続きます➤

<自由利用>

- ・希望園の空き状況を確認し希望する日時を入力後、園より「予約完了」メールが届きます。

☑希望園の予約受付可能期間やキャンセルポリシーをご確認ください。

(7)利用

- ・利用料及びその他実費徴収については、利用時に、園で決められた方法でお支払いください。
- ・1月あたり10時間までご利用できます（複数の施設をご利用しても利用時間を合算します）

3 登録内容の変更について

下記のいずれかに該当する場合は、登録内容の変更（取消）をしてください。

登録内容に変更が生じた場合	・市内で転居した ・保護者及びこどもの氏名が変わった ・連絡先の電話番号が変わった ・こどもの障がい等の情報に変更があった
利用料の減免に関することに変更が生じた場合	・婚姻、離婚等世帯情報に変更があった ・修正申告等により、利用料減免の有無や区分が変更となった
利用登録の取消事由が生じた場合	・市外へ転出する ・保育所、認定こども園、企業主導型保育事業所に入所が決定した ・利用が不要となった

4 利用料の減免について

- ・生活保護を受給している場合、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯である場合及び市町村が支援が必要と認めた世帯である場合は利用料が減免となります。認定申請時にお申し出ください。
- ・修正申告等により、利用料減免の有無や区分が変更となった際はお申し出ください。
- ・毎年課税情報の算定基準年度が切り替わるため、利用料が変更になる場合があります。
- ・保護者の課税情報が確認できない場合、必要書類の提出を求める場合があるほか、未申告の場合は市町村民税の申告手続きが必要となる場合があります。

5 利用のキャンセルについて

- ・無断キャンセルはおやめください。キャンセル内容によっては、利用料を徴収する場合があります。詳しくはご利用する園のキャンセルポリシーをご確認ください。
- ・「当日」キャンセルにおいて、対象とした利用時間については利用したものとみなし、当該月における利用可能時間から減算します。

こども[★]誰[★]でも
通園制度